

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第7号

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定（以下「指定」という。）については、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号。以下「国公委規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(添付書類の省略)

第2条 国公委規則第2条第1項の規定による提出をする場合で、施行規則第31条の5、第31条の6、第35条若しくは第36条又は国公委規則第2条第2項若しくは第4条の規定により既に国公委規則第2条第2項各号に掲げる書類を公安委員会に提出しているときは、その添付を省略することができる。

(変更の届出)

第3条 国公委規則第4条の規定による届出は、指定事項変更届（別記様式）により行うものとする。

(細目の委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、指定に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記様式（第3条関係）

指定事項変更届

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

教習所名

設置者又は管理者

変更（予定）年月日	
変更を生じた事項	
変更を生じた理由	
選任・解任日事項	年 月 日に選任・解任
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。